

# 壬戌学制の中等教育カリキュラムをめぐる 中華教育改進社における議論

今 井 航

## 【要 旨】

中華教育改進社の活動は「壬戌学制具体化の試行」と意味づけられている。とりわけ中等教育カリキュラムの具体化は、壬戌学制の制定後まもなく示された「中華教育改進社十二年度計畫」の方針に中等教育の改進が掲げられると同時に、カリキュラム研究が重視されたことにより、その進行の気運が高まるなかで目指された。たとえば、初級中学における職業指導の設置是非が審議され、第3学年に必修科目として設置することが可決された。

## 【キーワード】

壬戌学制 中等教育 カリキュラム改革 中華教育改進社 職業指導

## はじめに

本研究の目的は、壬戌学制の六・三・三制の実施は如何にして進められていったのかという問題を解くことにある。本稿では、その実施をめぐるは如何なる議論があったのかという問題に焦点をあてる。とりわけ中華教育改進社における議論に注目する。壬戌学制の六・三・三制の実施をめぐる中華教育改進社における議論の形態や形式、あるいはその内容を部分的にはあるが明らかにすることを通じて、中華教育改進社がその実施に如何なる役割を果たそうとしていたのが明確となるであろう。

壬戌学制は、中華民国北京政府期にあたる1922（民国11）年に制定された学校制度である。この学制は、いわゆる六・三・三制が導入された学制として中国近代教育史上よく知られている。導入の背景には、アメリカ留学帰国者による活躍やデューイ（John Dewey, 杜威, 1859－1952）やモンロー（Paul Monroe, 孟祿, 1869－1947）などアメリカの著名な教育家の訪華があったことを無視できない<sup>1)</sup>。

では、六・三・三制は、実際には如何なる過程を経て導入されたのか。拙著『中国近代における六・三・三制の導入過程』（九州大学出版会、2010年）は、そうしたアメリカの影響を念頭に置きながらも、実際の政策過程を解明しようとするものであった。各省の教育会が提案した学制改革に関する諸案が壬戌学制へと収斂されていく姿を描き出し、壬戌学制が制定されるまでの教育部や全国教育会連合会が果たした各役割を論じている。こうして当時の学制改革における中国側の主体的な姿が従前よりは見られるようになったと思う。

壬戌学制の正式な名称は、学校系統改革案である。全国教育会連合会において立案され、北京政府により公布された学校系統改革案の実施は、各省の教育庁に任せられたことが判っている。

これを受けて各省教育庁は、実際に学制標準を策定することになった。学校系統改革案の「案」のもつ意味は、その具体的な実施が各省教育庁に任せられたことにあると考えられる<sup>2)</sup>。各学制標準を分析したところ、ほとんどの教育庁では、4・2制小学校が採用され、義務教育年限は4年間とされた。また、中学校では3・3制が採用され、高級中学では「総合制」が導入された。壬戌学制は省ごとの状況に応じた実施を可能にする性格をもつものであったが、実際には多くの省において似たような形の学制標準が策定されていたのである<sup>3)</sup>。それでは、採用された各形は、如何にして具体化されようとしていたのだろうか。

世良正浩は、「平民主義」の理念にもとづく学制改革をいかに実現するか」が「五四運動以後の教育界が本格的に自らの課題として取り組んだ」ことであると指摘し、それが壬戌学制として実現したと述べ、そのうえで「中国近代教育史上はじめて全国教育会聯合会を中心とする教育界が主体となって学制改革プランを創造した点」に壬戌学制が画期的である点を認めている<sup>4)</sup>。くわえて、壬戌学制の制定は「学制改革の第一歩にすぎず、問題はそれをいかに具体化するかであった」と述べ、中華教育改進社の結成後に展開された活動を「壬戌学制具体化の試行」と意味づけている<sup>5)</sup>。さらに、その具体化が「実質的な教育改造と結びつくためには、教育に対する認識を深めることが必要であった」と論じ、現に中華教育改進社の活動の内容に「教育科学研究を媒介して中国教育を科学的に認識する」ことのあったことが指摘されている<sup>6)</sup>。同時に、その内容には「平民教育の実践を媒介して教育方法意識を確立すること」があったことも指摘されている。

では、こうした「教育科学研究と平民教育実践などの教育普及運動」を展開した中華教育改進社は、壬戌学制を如何にして具体化しようとしていたのだろうか。その実施をめぐる議論を研究の対象とした先行研究は見当たらない。

本稿では、中華教育改進社における中等教育に関する議論に着目する。1922(民国11)年7月に開催された第1回年会の中等教育組および壬戌学制制定後の中等教育委員会の各議論を取り上げる。その形態や形式、あるいはその内容を明らかにする。

## 一 第1回年会の中等教育組における議論

第1回年会は、1922(民国11)年7月3～8日の6日間、山東省済南市で開催された。計24の分組会議の開催が予定されていた。このうち、中等教育組は、開幕大会が開催された初日の7月3日午後から始まり、計5回の会議が開催された。会議に先立って準備されていた提案は、以下の通りであった<sup>7)</sup>。

表 第1回年会の中等教育組における提議一覧

	提 案 名	提 案 者
1	編輯中等學校教科書及參考案	范予遂
2	規定中等學校應有最低限度之科學設備無此最低限度科學設備之學校不承認該校為合格	范予遂
3	請中華教育改進社審查並出版新學制中學各科教科書	陸殿揚
4	請本社學術部調查現行中學以下各種教科書予以糾正或編輯之援助(只是援助不是妨害人家的版權)	周綱仁
5	破除中學男女分校界限俾各地男女生均得求學之便利且使新制之設施易於活動	張鴻来
6	改變教室坐位行列為之謀互助機會	張鴻来
7	陳請教育部令行各省教育廳就原有中等學校通盤籌算改設初高級中學或各種職業學校以促新學制之實施	張鴻来

	提 案 名	提 案 者
8	中學宜注重訓育訓育應取自治輔導主義	殷租英
9	本社宜提倡中等學校改良教學方法	方永蒸
10	關於中學校教科應組織圖書研究審查會實行研審務裨課本應用而利推行案	劉鵬書
11	中學新生擬請改於寒暑假兩次招考以趨便利案	劉鵬書
12	提議請本社登記贊成審度一切中學校程度設法使其教學標準成為一律並設委員會研究此項問題	麥克樂
13	中等學校公民科宜速規定教材標準	山東省立第一中學
14	內地中校應急破格減少英語教授時間增添實用科學以完足公民常識而收青年生活之實効	貢沛誠
15	各省省立中等以上學校關於招生及畢業事項應逕由各省教育廳直接核准	鄭玉田
16	中等教育宗旨應改為具體的條舉（1）培養健康身心（2）增進基本智能（3）陶冶道德品行（4）養成良善公民（5）養成家庭健全分子（6）養成善用餘暇及金錢的習慣（7）植職業根基	王卓然
17	教育部中學校令應加以研究如有不適之處應請明令撤廢或修正案	王卓然
18	我國中學宜以二四制為原則	汪懋祖
19	中等教育熟察國內現狀四二制似較三三制為切實易行建議案 (附中學制度改良意見書)	劉鵬書
20	中等學校之道德教育宜注意本國固有精神文化再創講學之風為現在青年解決人生問題建議案	劉鵬書
21	組織中等教育研究委員會案	程時燿
22	設法使中學生課外活動不妨礙課業進步案	汪懋祖
23	中等學校行政組織問題	童文豹
24	中等學校訓育問題	童文豹
25	高初兩級中學課程問題	童文豹

この表から計25の提議を確認できる。

中等教育組の第1回会議では、主席・副主席・書記2名が選出された。主席には程時燿、副主席には陸殿揚、書記には方永蒸・貢沛誠の各氏が就任した。正副の主席と汪懋祖氏の3名により各提議の内容が審査され、分類化された。各提議は、教科書、教学、学制、訓育、設備、教育行政の6種の問題に分けられ、同時に問題ごとに会議日が設定された<sup>9)</sup>。

翌日の2回目となる会議では、さきの表にみられる1の「編輯中等學校教科書及參考案」、3の「請中華教育改進社審查並出版新學制中學各科教科書」、4の「請本社學術部調查現行中學以下各種教科書予糾正或編輯之援助（只是援助不是妨害人家版權）」、10の「關於中學校教科應組織圖書研究審查會實行研審務裨課本應用而利推行案」の各提議内容の性質が同じであると判断され、まとめて討論されることとなった。討論の結果、上記3の提議を根拠とすることが決まり、これに修正が加えられることとなった。副主席の陸氏と書記の共同により新たに起案がなされた。この修正案は、「請本社審查編輯並出版中學各科教科書」となった。本修正案は、翌日の第3回会議において陸氏より報告がなされ、採択の結果、可決された。内容は、以下の通りであった<sup>9)</sup>。

#### 理由

(一) 現行の教科書編成は不良であり教育効率を低下させている。不良な点は、およそ7点ある。

(1) 材料の多くが踏襲の寄せ集めであること。

- (2) 材料の分量が均等でないこと。
- (3) 学生生活が顧みられていないこと。
- (4) 簡略化しすぎて学生が自学するには不適切であること。
- (5) 材料の多くが陳腐であること。
- (6) 内容に誤りがあること。
- (7) 編集者の多くが実際の教学経験がないこと。

以上の欠点があるため、次のような結果が発生している。

- (1) 学生は名詞や符号を振り返るばかりで実用に適さない。
- (2) 簡略化しすぎているため、教師は講義形式とならざるを得ない。
- (3) 良いものがないため、外国の教科書が使われているが、新学制が実施されたら適用できなくなる。

(二) 新しい教科書の編成にあたっては、少なくとも次の3点で利するように。

- (1) 現在の需要に対応できるように。
- (2) 将来の改革を促進できるように。
- (3) 教員の努力を奨励できるように。

#### 取り扱い

1. 審査—本社に中学校の各科教科書審査会を設置し、各科の専門家を招き、審査を担ってもらいたい。審査員は会員でなくても構わないし、教材があれば審査に持ち寄ってもらっても構わない。期限を設けて終了させる。
2. 編集—教員が自ら教科書を編集することを奨励し、本社に送ってもらい審査することを各中学校に通知する。あるいは、研究の蓄積が多い教員に編集を担当してもらい送ってもらえるよう本社より願う。あるいは、本社に設置する中学校教科書審査会で教科書の編集例を規定し、各校分担責任により編集を行い、送ってもらえるようお願いする。出版後は、著者名および審査員名を列記し、責任を明示する。審査員および著者の各報酬については、本社より別に規則を設ける。
3. 出版—本社の財力が充足していれば、教科書を審査決定し、出版しても構わない。さもないければ、本社と書館により共同で出版し、完備な中学校教科書を集成する（ただし、どの科も教科書を1種に限定しない）。

当時の教科書の欠点や、そうした欠点から生じている問題点、あるいは今後の新教科書への期待が示されたうえで、中学校の各科教科書の審査・編集・出版を中華教育改進黨が取り扱うようになることが求められている。

この修正案が可決された第3回会議では、当初の会議日程に変更がみられ、表にみられる21の「組織中等教育研究委員会案」を先に討論することが可決された。4回目となる会議で採択がなされ、可決された。内容は、以下の通りであった<sup>10)</sup>。

#### 主文

本社に中等教育研究委員会を組織することを建議する。

#### 理由

- 1、わが国の中等教育を早急に改進黨し、内外の教育家に認めてもらうため。
- 2、国内に中等教育を研究する者が極めて少ないため。
- 3、中等教育に関する重要問題を永続的に研究する機関が必要であるため。

4、研究を分担させて、教育を改進するという本社の目的達成を期するため。

取り扱い

中等教育研究委員会を組織する。

委員会簡章は、以下の通り。

第1条 本会は、中等教育の学理および方法を研究することで、全国の中等教員の改進を図ることを宗旨とする。

第2条 およそ中等教育研究の蓄積が多い者は、本社を経て本会委員に招聘する。

第3条 本会は、本会委員の互選により委員長1名を設ける。委員長は、委員から書記2名、通信員若干名を選出する。

第4条 本会は、以下の通り各係を設ける。

- 1、教科書係
- 2、学制課程係
- 3、教学係
- 4、訓育係
- 5、体育係
- 6、学校経営係

第5条 各係の研究員は、本会委員により自由に認定される。各係は、当該係の委員の互選により主任1名を設ける。

第6条 各係の研究員は、通常の研究交流や意見発表や討論会のほか、毎年1回は会合をもつ。本社年会の期間内に開催すること。

第7条 本会の経費は、本社にその補助を求めることができる。

中華教育改進黨に中等教育研究者を糾合させて永続的に研究を行い、これにより中等教育の改進を進めて内外に認めてもらうことが、中等教育研究委員会の組織化に期待されている。本委員会は、教科書、学制課程、教学、訓育、体育、学校経営の各係を設けることが定められている。

ところで、中等教育組の会議は、そのご開催された5回目の会議で日程を終えた。全5回の会議中に学制改革に関すると思われる各提議は、中等教育組では如何なる扱いがなされることになったのか。表にみられる7の「陳請教育部令行各省教育廳就原有中等學校通盤籌算改設初高級中學或各種職業學校以促新學制之實施」、17の「教育部中學校令應加以研究如有不適之處應請明令撤廢或修正案」、18の「我國中學宜以二四制為原則」、19の「中等教育熟察國內現狀四二制似較三三制為切實易行建議案（附中學制度改良意見書）」の4本の提議に注目してみたい。

提議7は、新しい学制が教育部經由で正式に公布されていないため、討論に付きない可能性もあったようであるが、結果としては教育行政組での討論に託されることとなった<sup>10)</sup>。提議18・19の2本は、試行も詳細な研究もなされていないなかで最良のやり方を定めるのは困難であるとの判断により、中等教育研究委員会の学制課程係で詳細に討論されることが求められた<sup>11)</sup>。提議17は、同年9月に予定されている教育部学制會議の開催を待つて解決されることになった<sup>12)</sup>。

さきに見たような「請本社審查編輯並出版中學各科教科書」や「組織中等教育研究委員會案」が可決されたことを思い起こせば、これら学制改革に関すると思われる各提議は可決されることなく後回しにされたと見られる。

また、カリキュラムに関する各提議も、この中等教育組の会議で可決されることはなかった<sup>13)</sup>。

## 二 中等教育カリキュラム研究進行の気運

第1回年会在終わり、その5か月後となる12月22日に北京市内の本社事務所において第7回理事会が開催された。本理事会では、帰国もなない張仲述氏よりヨーロッパとアメリカの各中等教育の状況が報告された。かれは、中国における中学校課程の改造が社会的需要となっていることを理解したうえで、その解決が詳細な分析、客観的調査、統計方法によってなされる必要のあることを指摘した<sup>98</sup>。

翌23日には、おなじく本社事務所において中等教育委員会北京部が開催された。本委員会の開催は、第1回年会的中等教育組で議決されていた「組織中等教育研究委員会案」に基づくものであったと思われる。主席の程時焯氏は、張仲述氏の帰国を告げ、かれに対して中等教育に関する計画を発表するよう促した。かれは、帰国したばかりで国内の中等教育の現状が分からないと述べたうえで、本社理事会の許可を得て、今後は半年をかけて各地の調査に赴き、各所の本委員会委員と話し合うことになっていることを報告した<sup>99</sup>。

たほう、本委員会では、主席の程氏より中等教育を研究するにあたっては訓育および課程の各問題に注意を向けることや、あるいは汪懋祖氏からは第1回年会的中等教育組における決議を実行に移していくこと等の要望が出された<sup>100</sup>。

「中華教育改進社十二年度計畫」には、次のように記されている<sup>101</sup>。

本年度の方針は、11年度に規定された通り、中等教育の改進を主とする。学制施行についての課程、計画、及び中等学校の各科教授法の研究に特に注意する。(後略—筆者注)。

中等教育の改進が1923(民国12)年度の主たる方針に掲げられ、特に注意して研究を行う事項の先頭にカリキュラムが挙げられている。本計画では「二研究」の冒頭に次のような記述もみられる<sup>102</sup>。

- (1) 中学課程改造の研究 この研究は張仲述博士が担当する。張博士は1922(民国11)年12月に帰国し、計画を進めているところである。
- (2)~(5) (略—筆者注)。

中華教育改進社が中学校カリキュラム研究を張仲述氏に任せていたことが、この記述からもわかる。

たほう、本計画では、前年度の第1回年会上において研究を主な職務とする委員会の組織化が議決されていたことを受けて成立をみた各種委員会名が列挙されていた。その先頭には中等教育委員会が挙げられていたことも注目に値する<sup>103</sup>。

前年11月に北京政府から学校系統改革案が公布されたことが、中華教育改進社の中等教育委員会におけるカリキュラム研究進行の気運を高めることになったと思われる。

## 三 北京中等教育分委員会におけるカリキュラムをめぐる議論

### 1 北京中等教育分委員会の設立

前年12月23日の開催に続き、1923(民国12)年1月13日に高等師範附属中学校において中等教育委員会北京部が開催された。ここでは、中等教育分委員会の設立が議決された。さらに、

中等教育分委員会の冬休み集会在翌2月5～7日の3日間で開催されることが決まった<sup>20</sup>。

同月22日にも、おなじ高等師範附属中学校で中等教育委員会北京部が開催され、すでに設立が認められていた北京中等教育分委員会の簡章が可決された。内容は、以下の通りであった<sup>21</sup>。

### (3) 中華教育改進社北京中等教育分委員会簡章

- 第1条 本分会は中等教育委員会第7条の規定に照らして設立される。「北京中等教育分委員会」と名称を定める。
- 第2条 本分委員会は本分会委員の互選により主任1名、副主任1名を設ける。主任の指名により書記1名を設ける。それぞれ任期は1年とする。
- 第3条 本分会の研究事項は左記の通りとする。  
(1) 学制課程 (2) 教科書 (3) 教学法 (4) 訓育 (5) 体育 (6) 学校経営  
以上の各事項は本分会委員により自由に研究が認定されてよい。
- 第4条 本分会会議は主任により定期的に招集される。
- 第5条 本分会研究員は日常の研究あるいは研究会のほか毎年研究成果を大会で報告して討論しなければならない。
- 第6条 本分会は研究成果を随時他の分会に報告しなければならない。
- 第7条 本分会の経費は本分会自らが準備する。必要に応じて本委員会より本社に補助を願うことができる。
- 第8条 本分会に近い所で分会が設けられていない場合、該地の委員に加入を促すべく通知することができる。

本社の中等教育委員会の運営は、この北京中等教育分委員会により先駆けて進められていたと思われる。また、第3条には、本分委員会の研究事項が明記され、先頭にカリキュラムのことが掲げられ、その次に教科書のことが続いた。このカリキュラムのことからは先にみた「中華教育改進社十二年度計畫」の内容との整合性を見ることができ、教科書のことからは前年の第1回年会の中等教育組で議決されていた「請本社審査編輯並出版中學各科教科書」のことが思い起こされる。

## 2 冬休み集会の開催

当初の予定では2月5～7日の3日間で開催されることが決まっていた北京中等教育分委員会(以下、北京分会と略する一筆者注)の冬休み集会は、結局のところ2月5～9日の5日間にわたり高等師範附属中学校において開催された。初日に主席に選出された程時燿氏は、この北京分会の開催に至った理由を3点につき、次のように述べた<sup>22</sup>。

(前略一筆者注)。今日の開会に至ったのは、(1)新学制の施行以来、たいへん多くの問題が発生しているためである。とくに中等教育は非常に複雑で重要であり、さきに取り上げて討論すべき最重要課題は(1)課程、(2)教科書、(3)訓練、(4)教学法である。(2)昨年の全国教育会連合会が済南で開催された時の決議は、その多くが施行されておらず、進行方法が討論されなければならないからである。ほかにも多くの議案が残されており今回解決に当たるべきである。(3)本社は毎年夏休みに大会を1回開催しており、この機会に応じて先に準備を行い、将来のよりよい成果に期待するからである。(後略一筆者注)。

やはりカリキュラム、教科書と続けて最重要課題に挙げられていたことが注目される。程主席の勧めもあり、北京分会に招待されていた鄧芝園氏が演説を行い、次のように述べた<sup>9)</sup>。

(前略一筆者注)。中国では学制系統をめぐる意見の相違が甚だしいのは何故であろうか。アメリカの場合、学制系統が注意されるのは大した割合にはならないのに、我が国では、ほとんどがそうなる。3・3制が発表されたが、疑問はおよそ2点である。(1)学制系統を重く見すぎていること。(2)解決するのがとても速いこと。アメリカは若干討論したが解決は部分に留まるし、日本はこの種の問題を10年ほど研究しているが今に至っても結論は出していない。さきの2点は先々たいへん危険である。わたしは課程標準、教学法、教材選択、教材分配、その他の問題を先に研究し、そのご学制を研究するべきであると思う。先に課程標準、教学法、教材選択、教材分配を研究して年限を研究し、研究が元にならない場合には試行を軽視しないことである。教学法、課程標準、教材分配などを出発点とするのが自然であり、そうすれば利便が多く弊害が少ない。先に学制系統を研究すれば(1)年限が定まることとなり課程を探るにも難しくなるし、(2)系統を研究しても必ずしも教育上の経験があるわけではない。ゆえに、前者では利益が多く、後者では弊害が多い。今日、新学制が発表されたことを喜んではいらぬが心配なことが多い。(後略一筆者注)。

新しい学制のことで2点の疑問が提示され、アメリカや日本との比較により、今回の学制改革がカリキュラムや教授法、あるいは教材などの問題に関する研究に先んじて進められたことが心配されている。また、鄧氏に続けて演説を行った查良釗氏は、アメリカではカリキュラムに差し支えがあり、これを解決するために学制が改革されたと指摘した<sup>9)</sup>。

### 3 冬休み集会におけるカリキュラムをめぐる議論 —「初級是否應設職業指導一科」—

程主席の報告や鄧や查などの各氏による演説が終了し、事前に提出されていた各議案に基づきながら討論が始まった。程主席は、まず「三三制中學課程標準案」を取り上げて、提議者である林礪儒氏に説明を求めた。林氏は、勤務校での試行を踏まえながら、本案の要点を大よそ次のように説明した<sup>9)</sup>。

- (1) 初級中学で学科を設けるかどうか。言論界の主張は様々であり、分ける必要があると説く場合もあれば、反対を説く場合もある。「中学校」と「初級中等教育」の2つの概念を明確にすれば、この問題は解決が難しくない。中学校は小学校卒業の児童に進学することを求めるものである。初級中等教育の目的は、普通教育を高めることであり、人の陶冶を完成させることである。初級中学児童年齢の幼さからして、小学校卒業生の普通陶冶の不足を顧みると、こうした時期をそのままにしたままで児童を職業の型にはめることになっている。現在の社会の実際において小学校を卒業した児童が事実上は職業教育の要求を免れることはできない。それゆえ、こうした時期の職業教育は、詰まるところ折り合いをつけるために行っている。このような折り合いの職業教育は、小学校を卒業した児童の進学する中学校でも兼業せざるを得ない。初級中等教育課程は、そもそも分けるべきではなかった。初級中学生に至っては、もし途中で環境が急変したら、卒業時に至って進学できなくなる。これもよくあることである。このようなことも顧慮し、初級中学の選択科目には多くの種類の技能科目を設けて彼らに選ばせるようにしている。

- (2)・(3) (略一筆者注)。

進学を希望して小学校卒業後に中学校に入学したとしても、その能力の低さや、あるいは環境の急変の可能性があること等からして、進学できずに就職する場合の対応を余儀なくされていることが説かれている。

本案では、ほかにも高級中学の普通科第1・2部における共通必修科目設定の可能性や中学校における選択科目制のあり方の2点も提示されていたが、以下では翌2日目の討論においてまずは展開した上記引用に関する内容をみておきたい。

初級中学の科目に「職業指導」を設けるかどうか。2日目の討論では、この点に関する意見が数多く提出された。設けるのであれば、どの学年で何時間を設定するのか。必修科目とするのか。選択科目とするのか。その目的が職業についての関心を引き出すことにあるとするならば既存の全科目でその機能を含ませることは可能ではないか。どのような形で教員は担当するのか。どういった内容とするのか。こうした問題点を抱えながら、審査会を開くことが提案され、採決の結果、課程組審査会の開催が可決された。その結論は、3日目に開催されることになった課程組審査会における討論に持ち越されることとなった<sup>91)</sup>。この3日目の課程組審査会では、討論の末に採決がなされた。決議は、第3学年で必修科目1単位として設けることとなった。その経過は、以下のようであった<sup>92)</sup>。

- (1) 初級中学で科目として職業指導を設けるべきかどうか — 結果：必修科として定める（第3学年1単位）。

#### 討論経過

韓定生氏—職業指導を1科目として置くことに賛成しない。初級中学は普通教育を高めるところで、初中と同じ程度には別に職業学校があるし、初中各科目は全て職業に到達するための能力を養成するものを備えているからである。たとえば、国文の内容は極めて伸縮の余地があり、職業観念を養成したければ公民科もその興味や機会を増加させるに十分である。ゆえに、別に1必修科目を設ける必要はない。

查良釗氏—初級中学からして職業指導と職業技能は全く異なる。職業学校卒業生が必ずしも工商職業に就かないようなものである。一般人は、職業を選ぶ前に準備がなければ社会で極めて大きな損失を受ける。ゆえに、初級中学で、こうした科目を設けるのは指導することにあり技能を授けることにあるのではない。学生は、これにより個性の試験に与えられることにもなる。教授する者の欠乏に至っては、各種職業は専門家が教えなければならないことを必ずしも定めているわけではない。専門家であるがゆえに反って偏りが出て不全となる。時間も固定しないほうがよい。

鄧芝園氏—職業指導は技能とは異なる。查氏の言う通りである。公民科と科学通論、職業指導の3種は、内容は異なるが形式は似通っているようで、常識の3方面を補充しているに過ぎない。ゆえに、大事な点は進学できるかどうかにかかわらず皆が必要としているということである。困るのは、3科目を分けて開いておいて指導を旨とするならば双方に配慮することができないし、合わせれば学識豊富な教員を獲得することができないことにある。たとえ教師が学識豊富でなかったとしても初中の学生にとってはレベルが高すぎる。ゆえに、一步引いて言えば、人材難は言うほどではなく、この科目を置いても内容方法は規定しなくてよいこととする。

許壽裳氏—1点目に指導は陶冶と異なる点である。2点目に将来を準備する点である。指導の要点は興味を引き出すことにある。初中の各科目の目的は既に実用にあり、各科目では職業選択の興味を育てることができる。ゆえに、経済的な効力から見れば、

- 全課程で職業指導に留意するべきである。公民科については、職業指導が内に含まれており、この3科目—公民、科学通論、職業指導—を、ひとまとめにするとよい。
- 鄧芝園氏—許氏の言うところに大賛成である。公民科の標準は討論されてよいようである。従来のような公民を倫理に代えるということではない。公民教材を改変して職業指導をその中に入れる。ただし理論を合わせるだけではなく、事実もよりよく調える。ただし、教授の際には、分けるのは易しいが合わせるのは難しい。現在アメリカでも解決難である。3科目は3段階をなし、段階を分けて教授すれば名ばかりでなく実も得られる。提案では法制方面に偏重しており経済と職業指導の方面が弱い。
- 林主席—職業指導は、その範囲が極めて広い。1つに卒業生に職業を紹介することがある。2つに学生が職業を選べていない時に指導することがある。ここには、学生の長所を測ったり、環境の需要を見極めたり、職業選択で備えるべき常識を授けたりすることが含まれる。いま皆が焦点化して討論しているのは、職業選択で備えるべき常識を教授する方面に偏っている。こうした常識を教授することが求められ、たとえ1科目として成立できたとしても、職業指導の一部分を占めるに過ぎない。勤務校の公民科の標準では、経済生活を説明する時に職業選択の際の常識を授けるようにしている。
- 楊成章氏—特に1科目を設けて職業上の常識について重視する。そのやり方は各専門家に依頼して巡回して短期間で講演してもらう。
- 査良釗氏—標準を定めなければ軽視されやすくなる。公民科の時間を早めに終わらせて、その後は職業指導を授けて学生に興味を持たせやすくする。
- 陳文華氏—この科目を他の科目に入れることには反対である。公民科は、およそ道德、法制、経済の3つの内容が含まれている。職業指導とは性格が異なる。その時間は第3学年に定めるとよい。
- 林主席—もっぱら2点を討論すべきか。1つは科目を設置するかどうか。2つは必修にするかどうか。
- 王鶴清氏—職業指導は独立の科目として設け、第3学年で選択できることとし、内容を充実させるとよい。
- 鄧芝園氏—公民科に職業指導を加えて行うとよいと思っている。選択科目として定めると学生の自由に任せることになり学習させるわけではなくなるし、公民科に入れることができないわけではないが、選択必修科目として設けるとなれば時間数が多くなる。ゆえに、必修科目として定めるのが最もよい。
- 陳文華氏—必修として定めて1科目として立てる。
- 査良釗氏—公民を減らして職業指導を加える。
- 程廷熙氏—科目として定めることに理論上は問題ないが、事実の上で顧みるべきで、うわべだけにならないようにするべきである。
- 林主席—別に1科目として設け、必修科目とする。採決に付す。可決した。
- 査良釗氏—この科目を第3学年に定める。通年で1単位とする。
- 林主席—採決に付す。賛成多数により可決した。

その目的が職業についての関心を引き出すことにあるとするならば既存の全科目でその機能が含まれていると見られるから職業指導を科目として置く必要はない、あるいは公民科に職業指導を含ませて指導を行うとする設置反対派、反対に職業指導の範囲は幅ひろいから独立させる、あるいは道德、法制、経済の3つの内容を含む公民科に職業指導は馴染まないで別に設けると

する設置賛成派の両派による議論が展開され、採決の結果、職業指導を必修科目として定めることが可決された。

## おわりに

北京分会の冬休み集会5日目では、討論の最後に、前年の第1回年会の中等教育組において議決されていた「請本社審査編輯並出版中學各科教科書」の取り扱いの第2項の実行を願って、専門家を選定して各科目の教科書を編集してもらうことが提案され、この内容を踏まえた議案を次の年会に提出することが可決された<sup>9)</sup>。

本稿の前半で見たように、第1回年会では、その教科書の1件のみならず中等教育委員会の組織化を図る議案も可決されていた。この決議は、翌年1月の北京分会の設立をもたらした。北京政府から学校系統改革案が公布され、中華教育改進社12年度計画の方針に中等教育の改進が掲げられ、同時にカリキュラム研究が重視されたことにより、中等教育カリキュラム研究進行の気運が高まったと見られた。

北京分会設立の翌月に開催された冬休み集会においても中等教育カリキュラムをめぐる議論が中心であったと見られた。そこでは、たとえば、初級中学において科目として職業指導を設けるべきかどうかを審議され、その結果、第3学年で必修科目として設置することが可決された。

また、帰国まもない張仲述氏が中学課程改造の研究を担当することになったことも看過できない。

壬戌学制制定後の中華教育改進社における議論は、カリキュラムをめぐる議論に積極的で、なかでは学制改革が先ではなくカリキュラム改革が先であるべきだとする批判もあった。たほうで、まだ壬戌学制が制定されていない段階で開催された第1回年会においては学制改革をめぐる議論は後回しにされていたと見られた。

中華教育改進社は、研究を通じた壬戌学制の中等教育カリキュラムの具体化を目指していたと言えよう。

## 注

- (1) たとえば、阿部洋編『米中教育交流の軌跡－国際文化協力の歴史的教訓』（財団法人霞山会、1985年）や、阿部洋『「対支文化事業」の研究－戦前期日中教育文化交流の展開と挫折－』（汲古書院、2004年）、935～1025頁など。
- (2) 今井 航『中国近代における六・三・三制の導入過程』（九州大学出版会、2010年）、257～258頁。
- (3) 前掲(2)、今井（2010年）、282～283頁。
- (4) 世良正浩「五四時期における中国教育改造の課題」、『日本の教育史学』第24集（講談社、1981年）、68頁。
- (5) 前掲(4)、世良（1981年）、69頁。
- (6) 前掲(4)、世良（1981年）、72～73頁。
- (7) 「第4中等教育組」『新教育』第5巻第3期、1922年10月、413～414頁。
- (8) 前掲(7)、「第4中等教育組」、414～416頁。
- (9) 前掲(7)、「第4中等教育組」、416～418頁。
- (10) 前掲(7)、「第4中等教育組」、418～419頁。

- (11) 前掲(7)、「第4中等教育組」、418頁。
- (12) 前掲(7)、「第4中等教育組」、419頁。
- (13) 前掲(7)、「第4中等教育組」、421頁。
- (14) 前掲(7)、「第4中等教育組」、422～425頁。
- (15) 「社務報告」『新教育』第6卷第1期、1923年1月、87頁。
- (16) 前掲(15)、「社務報告」『新教育』第6卷第1期、88頁。
- (17) 前掲(15)、「社務報告」『新教育』第6卷第1期、89頁。
- (18) 「中華教育改進社十二年度計畫」『新教育』第6卷第1期、1923年1月、55頁。
- (19) 前掲(18)、「中華教育改進社十二年度計畫」、55頁。
- (20) 前掲(18)、「中華教育改進社十二年度計畫」、57頁。
- (21) 「社務報告」『新教育』第6卷第2期、1923年2月、313頁。
- (22) 前掲(21)、「社務報告」『新教育』第6卷第2期、314～315頁。
- (23) 「社務報告二月及三月」『新教育』第6卷第4期、1923年4月、605頁。
- (24) 前掲(23)、「社務報告二月及三月」、606頁。
- (25) 前掲(23)、「社務報告二月及三月」、606頁。
- (26) 前掲(23)、「社務報告二月及三月」、608～609頁。
- (27) 前掲(23)、「社務報告二月及三月」、609～613頁。
- (28) 前掲(23)、「社務報告二月及三月」、614～616頁。
- (29) 前掲(23)、「社務報告二月及三月」、622～623頁。